

諮問第156号の答申  
就業構造基本調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第156号による就業構造基本調査の変更（令和4年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和3年9月27日付け総統労第190号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「就業構造基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項の変更

(ア) 働き方改革の一連の動き等を踏まえた調査事項の追加等

a 本申請では、働き方改革の一連の動きや、本委員会の「諮問第96号の答申 就業構造基本調査の変更について」（平成28年12月16日付け統計委第10号。以下「平成28年答申」という。）の「今後の課題」における「就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための検討を行う」旨の指摘を踏まえ、別紙1のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を追加又は拡充する計画である。

b このうち、「A ふだん仕事をしている人」に係る従業上の地位・雇用形態を把握する調査事項〔調査票のA1・A15〕において、実店舗の有無等の選択肢を追加することについては、今回の変更により、新たにフリーランスに関する集計を開始することに伴うものであり、①今回の集計が、「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受けて策定された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省。以下「フリーランスガイドライン」という。）で設けられている定義に準拠するものであるとともに、②フリーランスが、時間と場所の制約が少ない働き方を前提として大規模な資本・設備を擁しないことを調査事項として具体化しようとするものであることから、おおむね適当である（後記イ（イ）を参照）。

しかし、内職については、本調査において、これまでも自宅で行うことを前提として取り扱われており、実店舗を持ちながら内職に従事するケースは例外的なものと考えられることから、調査事項の設定が必要以上に詳細になっていると考えられる。し



## イ 集計事項の変更

(ア) 本申請では、集計事項に関し、①調査事項の変更に伴う見直しを行うとともに、②利活用ニーズの状況を踏まえた変更及び地域に関する集計として行われてきた「都道府県編」と「主要地域編」の「地域編」への統合を行う計画である。

このうち、①については、前記アの調査事項の変更を集計事項に適切に反映することから、おおむね適当である。

また、②については、本調査において多数の集計表が作成されている中、事務負担も考慮しつつ、利活用状況を踏まえて必要な集計表を精査するとともに、地域に関する結果を同一の集計表に一括して表章することにより、一元的に閲覧することを可能にし、利用者の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

(イ) ただし、今回の変更により、新たに開始するフリーランスに関する集計について、以下の a のとおりフリーランスの集計上の定義を見直すとともに、b のとおり、計画を修正する必要があることを指摘する。

a 今回の集計に当たり、「フリーランス」の定義については、フリーランスガイドラインで設けられている定義に準拠し、

実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（以下「定義案」という。）
---

として集計することが予定されている。

これについては、

- i) フリーランスについて様々な定義が見られ、社会的に一定の定義が共有されているわけではないという状況の中、公的な定義としては、上記の定義が現時点においては唯一のものであること、
- ii) 本調査により作成する統計が、公的統計の中核である「基幹統計」として位置づけられていることを踏まえ、公的な定義に沿った集計を行うことが必要と考えられること、
- iii) 本調査において一定の定義による集計を行ったとしても、本調査の他の調査事項の情報を活用することで、他の定義に基づく数を集計・分析する余地があることから、おおむね適当である。

しかしながら、この定義案のうち「自身の経験や知識、スキルを活用して」の要件については、①資格等の有無に限定した調査事項とするとフリーランスの範囲を制限してしまう一方で、包括的な調査事項として具体化することが困難であること、②おおよそ全ての職業について、経験や知識、スキルを活用して行っていると考えることが可能であることから、それらの活用の有無に係る調査事項は、殊更に設けられていない。

そのため、この定義案により集計結果を公表した場合、統計利用者において「自身の経験や知識、スキルを活用について、どの調査事項で判断したのか」という疑義を招きかねない。

集計上の定義については、本来、調査事項により画定される定義を用いるべきであることを踏まえ、本調査における「フリーランス」の定義は、調査事項として設けられている範囲で、

実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者
---

とした上で、「自身の経験や知識、スキルを活用して」との要件を本調査ではどのように取り扱っているかについて丁寧に説明するとともに、当該要件の要素の一部を含む調査事項の活用についても併せて情報提供することが必要であると考え。

- b 本調査において、これまで把握してきた従業上の地位・雇用形態の区分と、今回、新たに集計するフリーランスという働き方との関係を、より具体的に表す観点から、一部の集計表についてフリーランスの内訳を示す集計表を作成することが必要である。

## ウ 報告者数の変更

本申請では、報告を求める世帯数を約52万世帯から約54万世帯に変更（15歳以上の世帯員約108万人は維持）する計画である。

これについては、1世帯当たりの15歳以上の平均世帯人数の減少という構造的変化を踏まえた対応であり、これまで実施してきた調査と同規模の世帯員数の報告を確保し、結果精度の維持を図るために必要な対応であることから、適当である。

## エ 調査方法の変更

### (ア) 郵送による調査票の提出方法の導入

- a 本申請では、調査票の提出方法について、郵送を可能とする計画である。

これについては、昼間不在世帯やオートロックマンションの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、感染拡大防止等の観点から、調査員と報告者が対面しない方法により調査票のやり取りを行うことが求められる場面が増えているなど、統計調査環境等の変化を踏まえたものであり、調査票の提出方法の選択の幅が広がることにより、報告者の利便性の向上が図られるほか、調査員が調査世帯に出向く回数が少なくなり、調査員事務の負担の軽減に資することから、おおむね適当である。
- b ただし、本調査の実施に当たり、本調査の経由機関である都道府県及び市区町村並びに調査現場を担う調査員の業務遂行に関連し、次に掲げる事項を指摘する。
  - ① 郵送による調査票の提出方法の導入により、これまで採られていた方法（調査員による調査票の取集及びオンライン回答）との間で事務が輻輳し、都道府県、市区町村及び調査員が行う事務が複雑化することが想定される。

総務省にあっては、調査票の提出状況を管理するための情報システムの整備に当たり、扱いやすいものを通じた、調査事務の従事者への支援を十全にする必要がある。
  - ② 郵送で提出される調査票は市区町村に直接届くことから、市区町村においては、

審査業務の増加が見込まれる。

総務省にあっては、市区町村が当該業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、十分に連携・調整を図る必要がある。

### (イ) オンライン調査の更なる利用の促進

本委員会の平成28年答申の「今後の課題」では、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、平成29年に実施した前回調査（以下「平成29年調査」という。）の結果について検証を行う旨を指摘したところである。

これについて、総務省は、平成29年調査におけるオンライン回答の状況を踏まえ、令和4年に実施する本調査（以下「令和4年調査」という。）では、①オンラインによる回答を促進するためのリーフレットを新たに作成し、これを効果的な時期に配布することや、②レスポンスデザイン（報告者が使用するデバイス（パソコン、スマートフォン等）の種類にかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能）による電子調査票を開発することを計画しており、課題への対応は、適当である。

## 2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

平成28年答申においては、以下の2点について検討等する必要があることを指摘している。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 就業に与える育児・介護の影響について、よりの確に把握するための検討を行うこと。</li><li>② 報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、平成29年調査の結果について検証を行うこと。</li></ul> |
|---|

これらへの対応状況については、①については前記1（2）ア（ア）、②については前記1（2）エ（イ）に記載のとおりである。

## 3 今後の課題

### (1) フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施

フリーランスについて様々な定義が見られ、今回準拠する公的な定義についても、今後変更されていく可能性がある。については、フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応すること。

また、今回、調査事項として具体化されていないスキル等の活用について、調査事項を設けることの可能性を引き続き検討する必要がある。

### (2) 郵送提出の導入による影響の検証

今回の変更により導入される調査票の郵送提出は、前記1（2）エ（ア）記載のとおり、報告者や調査員にとって一定の長所がある一方で、調査員が調査票を取集する場合やオンライン回答の場合に比して、調査票の未記入や誤記入が増加することが懸念される。

については、令和4年調査の実施後、調査票の提出方法ごとに調査票の記入状況について検証し、郵送提出の導入による影響を確認すること。

別紙1 働き方改革の一連の動きを踏まえた調査事項の追加又は拡充

関係分野	変更内容	該当する調査項目
フリーランス	【拡充】「ふだん仕事をしている人」に係る従業上の地位・雇用形態を把握する調査事項のうち、「会社などの役員」「自営業主」及び「内職」において、実店舗の有無等の選択肢を追加	A 1 旧 A13→新 15
	【拡充】当該働き方を選択した理由を把握	旧 A 9→新 A10
テレワーク	【追加】現在の仕事に関する1年間のテレワークについて、①実施の有無、②頻度、③実施場所を把握	新 A 6・6の2
転職・副業	【追加】転職希望者及び追加就業希望者が希望する職種を把握	新 A12 の 3 ※選択肢の構成は B 3 と同じ
	【拡充】副業に係る従業上の地位・雇用形態等を把握する調査事項の選択肢を細分化	旧 A13→新 A14・15
	【追加】副業について、仕事の内容や仕事の規則性及び1週間の就業時間を把握	新 A17・18
育児・介護	【拡充】従前は子の育児をしている・していないの別を回答する必要があったが、育児をしている場合、ふだんの日当たりの家事・育児時間のみの記入に変更するとともに、育児休業や介護休業などの制度の利用状況を把握する調査事項の選択肢のうち、「その他」から「フレックス・時差出勤」を分割	F 1・1の2 F 2・2の2

(注) 「新」は令和4年調査の調査票(案)の項目番号であることを、「旧」は平成29年調査の調査票の項目番号であることを示す。「新」「旧」いずれも付していない項目番号は、令和4年調査と平成29年調査で番号が変わらないものであることを示す(別紙2において同じ)。

## 別紙2 前記別紙1以外の調査事項の変更等

変更内容 (調査票の該当番号)	主な変更等の理由
【拡充】学校区分の選択肢のうち、「大学院」を「修士」「専門職」及び「博士」の課程別に細分化(4(2))	「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議)において、我が国の研究力を総合的・抜本的に強化することを目的として、博士人材のキャリアパス拡大のための取組が進められている中で、これら施策の検討等に資するもの
【変更】1週間の就業時間を把握する調査事項を、選択式から記述式に変更(A5(3))	数時間ごとの区分を選択するのではなく、時間数の記述を求めるよう変更することによって、労働時間に関する統計ニーズに柔軟に対応するもの
【拡充】就業を希望する職種を把握する調査事項の選択肢のうち、「その他(保安職など)」を「保安職」と「運搬・清掃・包装等職」に分割(B3)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための環境下で、運搬業の増加が想定されることなどを踏まえ、日本標準職業分類の大分類に沿って選択肢を分割するもの
【縮減】就業した年月を把握する調査事項について、就業時期が平成3年以前の場合は、年の記入のみに簡略化(旧A7→新A8、D2)	従前から、継続就業期間が30年以上であるものについては、まとめた形で集計されており、月の情報までは要さないことから、縮減するもの
【削除】1年前の就業状況を把握する調査事項を削除(旧A15、旧B10)	新A8(旧A7)(この仕事にはいつついたのですか)やC(前の仕事について)を活用することによって類似の集計が可能になること、また、行政機関及び地方公共団体に対して削除しても支障がないことが確認されたことから、報告者負担の軽減のため削除するもの
【削除】前職の雇用期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間を把握する調査事項を削除(旧C5)	集計結果についてe-Statのアクセス件数が少ないこと、また、行政機関及び地方公共団体に対して削除しても支障がないことが確認されたことから、報告者負担の軽減のため削除するもの

(注) 本表に記載した変更等以外にも、調査票上の年次の修正など形式的な変更が計画されている。

また、15歳以上の世帯人員の数を把握する調査事項について、調査員記入欄からG2(世帯人員)に移すことが計画されているところ、これは、これまで他計方式(聞き取り)で行っていたものを自計方式(調査票への記入)に変更するものであって、実質的な追加はなく、個別の論点はない。